第七条の次に次の一条を加える。

（装備部の所掌事務）

第七条の二　装備部は、第六条第一項第三号及び第四号に掲げる事務をつかさどる。

第八条第一項中「東北防衛局」の下に「、北関東防衛局」を加え、「並びに北関東防衛局、南関東防衛局」を「並びに南関東防衛局」に改める。

第二十五条中

「装備企画課（北関東防衛局に限る。）
装備課（南関東防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局に限る。）
装備第一課（北関東防衛局に限る。）
装備第二課（北関東防衛局に限る。）」

を「装備課（南関東防衛局、近畿中部防衛局及び中国四国防衛局に限る。）」に改める。

第二十六条第二項第一号及び第二号中「装備品等」を「装備品等及び役務」に改め、同条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。

第三十条の二を削る。

第三十一条第一号及び第二号中「装備品等」を「装備品等及び役務」に改める。

第三十二条及び第三十三条を削り、第三十四条を第三十二条とし、第三十五条から第四十三条までを二条ずつ繰り上げる。

第四十四条第一号中「第四十二条各号」を「第四十条各号」に改め、同条を第四十二条とし、第四十五条を第四十三条とし、第四十五条の二を第四十四条とし、同条の次に次の四条を加える。

（装備部に置く課）

第四十五条　装備部に、次に掲げる課を置く。

装備企画課
装備第一課
装備第二課

（装備企画課の所掌事務）

第四十五条の二　装備企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　装備部の所掌事務に関する総合的な企画及び立案に関すること。

二　調達品及びこれに関する役務に係る契約の相手方における秘密の保全に関すること。

三　調達品及びこれに関する役務に係る契約の相手方における保護すべき情報（秘密を除く。）の保全に関すること。

四　装備部の所掌事務に関する争訟に関すること。

五　前各号に掲げるもののほか、装備部の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（装備第一課の所掌事務）

第四十五条の三　装備第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　装備品等及び役務に関する業態調査に関すること（装備第二課の所掌に属するものを除く。）。

二　装備品等及び役務に関する価格の調査に関すること（装備第二課の所掌に属するものを除く。）。

三　調達品及びこれに関する役務に係る前金払又は概算払による支払金の使途の調査に関すること（装備第二課の所掌に属するものを除く。）。

四　調達品及びこれに関する役務に係る原価監査に関すること（装備第二課の所掌に属するものを除く。）。

五　調達品及びこれに関する役務に係る検査に関すること（装備第二課の所掌に属するものを除く。）。

六　前三号に掲げるもののほか、調達品並びにこれに関する役務に係る契約の履行に関する業務に関すること（装備第二課の所掌に属するものを除く。）。

（装備第二課の所掌事務）

第四十五条の四　装備第二課は、前条第一項第一号から第六号までに掲げる事務（北関東防衛局長の指定する事項に限る。）をつかさどる。

第四十六条中「第二百十一条第二項」を「第百六十六条第二項」に改める。

第五十四条第二号中「第三十五条第一項第三号」を「第三十三条第一項第三号」に改める。

第六十三条第一項第一号及び第二号中「装備品等」を「装備品等及び役務」に改める。

（若年定年退職者給付金に関する省令の一部改正）

第八条　若年定年退職者給付金に関する省令（平成二十一年防衛省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「、技術研究本部長、装備施設本部長」を削り、「並びに地方防衛局長並びに防衛装備庁長官」に改める。

（防衛会議の組織及び運営に関する省令の一部改正）

第九条　防衛会議の組織及び運営に関する省令（平成二十一年防衛省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七号」を「第八号」に改める。

（国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令の一部改正）

第十条　国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係省令の整備に関する省令（平成二十六年防衛省令第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「法第三十一条第二項」を「法第三十一条第三項」に、「、第三十一条の三第一項及び第三十二条」を「及び第三十一条の三第一項」に改める。

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第十一条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

本則の表一の項第二欄第一号並びに同項第三欄第二号から第四号までの規定及び第七号中「内部部局」を「防衛省本省の内部部局」に改め、同項中

八　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員

を

一の二	

に、

八　前号に規定する官職の指揮監督を受ける官職の属する職制上の段階	係員
八の二　防衛人事審議会に置かれる防衛大臣の定める官職の属する職制上の段階	監察官
防衛人事審議会	

を

三　統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部	室長
	十七　この項第二欄第三号に掲げる部局又は機関等（以下「幕僚監部」という。）の課の所掌事務を分掌する室の長の属する職制上の段階

を